

令和5年度 御高町 上之郷・御嵩地区ごみ・資源物収集日程と分別品目

可燃ごみ	収 集 日											
	毎週火・金曜日											

★可燃ごみは祝日等も収集します。(ただし、12月31日から1月3日までは収集しません。)
★可燃ごみは町指定ごみ専用袋で **必ず自治会・氏名を書いて当日の朝8時までに** 可燃物集積所へ出してください。
★夜は絶対に出不さないでください。 ごみ集積所の付近の人が大変迷惑をします。

種 別	毎 月 の 収 集 日											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資 源 物 分 別 収 集	2日		4日		6日		1日		3日		4日	
金物類・ガラス類・粗大ごみ	19水	17水	21水	19水	16水	20水	18水	22水	20水	17水	21水	20水祝
プラスチック製容器包装	4火	18火	2火	16火	4火	18火	1火	15火	5火	19火	3火	23火
乾 電 池 ・ 陶 磁 器 類												
乾電池・蛍光管・水銀体温計			14水						13水			

御嵩町役場・各地区公民館にて随時回収（閉庁時・休館日を除く）

★金物類・ガラス類・陶磁器類およびプラスチック製容器包装は町指定の専用袋 粗大ごみは町指定シールで **必ず自治会・氏名を書いて当日の朝8時までに** 不燃物集積所へ出してください。
★資源物は各自自治会・アパートの分別ステーションへ出してください。
★夜は絶対に出不さないでください。 まちがったごみや資源の出し方をするとごみ集積所や分別ステーション付近の人が大変迷惑をします。
★ごみ集積所や分別ステーションは各自自治会・アパートの管理です。

資源物分別収集対象品目（15品目） 資源物の収集時間は各自自治会・アパートで決められた時間です。

① スチール缶

② アルミ缶

③ 無色ペットボトル

④ 有色・その他ペットボトル

⑤ 無色（透明）びん

⑥ 茶色びん

⑦ その他色びん

⑧ 再利用びん(リターナルびん)

⑨ ダンボール

⑩ 新聞紙

⑪ 雑誌類(新聞広告を含む)

⑫ 飲料用紙パック

⑬ その他紙製容器包装

⑭ 家庭用廃食油

⑮ 古着類

●缶(食品用に限ります)
■潰さないでゆすいで出してください。
■油の入っていた缶は出せません。
●ペットボトル(食品用に限ります)
■潰さないでゆすいで出してください。
■キャップやふたははずしてください。
■ラベルはがして出してください。

●ガラスびん(食品用に限ります。ガラスびん以外は出せません)
■ゆすいで出してください。
■ラベルはとらないでください。
■化粧品や油の入っていたびんは、不燃ごみガラス類に出してください。
■割れていても出せます。
■キャップやふたははずしてください。

●紙類(おもて十字にしばってください)
■紙パックは、内側にアルミニウムを使用せず、500ml以上のものが対象です。
■ダンボールなどについているビニールテープなど、取れるものは取ってから出してください。
●家庭用廃食油(機械油等非食品の油は出せません)
■空きペットボトルに入れてキャップをして出してください。

●古着類
■洗ってから出してください。
■ボタン、フラスナーやシャツバー等は取らないでください。
■濡れたもの、汚れたもの、破れたもの、破れたものや臭いのひどいものはごみで出してください。
■濡れないように、中身の見えるビニール袋に入れて出してください。

プラスチック製容器包装対象品目 このマークが目印です。

廃プラスチック類(透明・半透明な食品用容器)

発泡スチロール

あみ、ネット類

カッタ類

袋類

ボトル・チューブ類

※プラスチック製容器包装は、指定袋に入れて出してください。
※指定袋を出す場所は、各自自治会(アパート)の不燃ごみの集積場です。(一部異なる場合があります。)
※指定袋は、スーパ―、コンビニなど御嵩町指定ごみ袋取扱店又は御嵩町役場住民環境課、役場出張所で販売しています。
※汚れが落ちない場合は、可燃ごみとして出してください。
※プラスチックの製品(歯ブラシ、ハンガー、おもちゃ、カゴ等)は容器包装ではないため、可燃ごみとして出してください。
※ペットボトルは自治会の分別収集に出してください。

町では収集しないごみ 次のものは収集ができません。販売店等に引取ってもらうか、専門業者に相談してください。

家電6品目(エアコン管式・液晶式・フラス式テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)、揮発油(ガソリン・ベンジン・シンナー等)、灯油、廃油類、花火、火薬類、多量の発炎筒、トナー、多量の草木類、タイヤ、オートバイ、エンジン、バッテリー、モーター、原付自転車、エンジン付農機具、消火器、塗料、塗料の入った缶、浄化槽、フロピバガス、ボンベ、ピアノ、農薬、殺虫剤、容器入りの薬品、注射針、有害性のある薬品類の容器、注射筒、点滴用チューブ、試験管、汚物、汚泥、動物の死骸、鉄骨材(形鋼 厚さ5mm 幅4cm 長さ1m以上のもの)、火災・爆発等の危険性があるもの、鉄材(厚さ6mm 幅30cm 長さ50cm以上のもの)、薬品、医療廃棄物、多量の角材・廃材等(直径10cm 長さ1m以上のもの)、電動自転車、破碎処理できないもの等

問合せ先 御嵩町役場住民環境課 環境整備係 電話 0574-67-2111 裏は「資源とごみの出し方」です。

この印刷物は、両面を印刷して使えます。